

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年1月8日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日

令和2年8月31日

2 通知のあった日

令和2年11月9日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

・公営事業課及び水道経営課

(1) 監査委員の報告の内容

流域下水道事業において、地方公営企業法適用のメリットを十分に活かしていない取扱いが認められたので、改善されたい。

(2) 措置の内容

当該補助金のうち「企業債元金の償還に充てるための補助」について、平成26年度包括外部監査の指摘を踏まえ、今後は「減価償却費に充てるための補助」として取扱い、地方公営企業法適用に伴う消費税額の負担軽減のメリットを享受できるように改善することとした。